指定一般相談支援事業所オリブ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十字の園が開設するオリブ(以下「事業所」という。) が行う指定一般相談支援事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定地域相談支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用する障害者または障害児の保護者(以下「利用者」という。)に対し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応 じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合 的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を 図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定地域相談支援の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわれるように努めるものとする。
- 4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称オリブ
- (2) 所在地

静岡県賀茂郡松崎町江奈 157

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1人(常勤)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1人以上(常勤)

相談支援専門員は、利用者に対し、基本相談支援、地域移行支援及び地域定着支援 の業務を行うほか、地域移行支援・地域定着支援に従事する者へ技術的指導及び助 言を行う。

(3) 地域移行支援・地域定着支援従事者 1人(常勤) 地域移行支援・地域定着支援従事者は、基本相談支援に関する業務を行うほか、 地域移行計画及び地域支援台帳の作成その他地域相談支援に関する業務を行う。

(4) 事務職員 1人(常勤)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日と12月31日から1月3日を除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3)サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。

(4) サービス提供時間

午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定一般相談支援の提供方法及び内容)

- 第6条 事業所で行う指定一般相談支援の内容及び提供方法は、次のとおりとする。
 - (1) 基本相談支援
 - (2) 地域移行支援
 - ①地域移行支援計画の作成
 - ②障害者支援施設等または精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
 - ③障害福祉サービス事業の体験的利用等に係る同行による必要な支援
 - ④一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援
 - (3) 地域定着支援
 - ①地域定着支援台帳の作成及び適宜見直し
 - ②利用者に対する常時の連絡体制の確保
 - ③緊急時における必要な支援
 - (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から(3) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

- 第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、支給決定 障害者等から法第51条の14第3項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の 支払いを受けるものとする。
- 2 事業者は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 圏域を超えた場合
- 1 k m に つき 2 0 円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
- 4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(給付費の額に係る通知等)

- 第8条 事業者は、法定代理により市町から指定地域相談支援に係る地域相談支援給付費 の支給を受けた場合は、給付決定者に対し、給付額を通知するものとする。
- 2 第7条1項の法定代理受領を行わない費用の支払いを受けた場合は、提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を給付決定者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松崎町・西伊豆町・下田市・河津町・南伊豆町・東伊豆町の全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第10条 事業の主たる対象者とする障害の種類 身体障害、知的障害、精神障害、障害児

(虐待防止のための措置)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第12条

提供した指定地域相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定地域相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定地域相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定地域相談支援に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(従業者の研修)

- 第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 事業所研修部会年間計画に基づいて実施

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第15条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保する ための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の3」に規定する地 域生活支援拠点等として次の機能を担う。

一 相談

(意思決定支援の推進)

第16条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

(その他運営についての重要事項)

- 第17条 事業所は、利用者に対し適切な指定地域相談支援を提供できるよう、従業者の 勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約 の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指 定地域相談支援を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業 所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、2014 (平成26) 年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2024 (令和 6) 年 1月 1日から施行する。
- この規程は、2025 (令和 7) 年 3月 1日から施行する。